

鳥取市自治連合会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自治連合会交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、鳥取市自治会連合会が行う住民自治の確立及び市域のコミュニティ活動や、住みよいまちづくりのために市と協働して行う活動に対し、交付金を交付することにより自治会相互の連携及び住民福祉の増進を図り、本市の振興発展に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 本交付金の交付対象者は、市単位町内会等で構成する鳥取市自治会連合会（以下「連合会」という。）とする。

(交付対象経費及び交付額)

第4条 本交付金の交付の対象となる経費は、次に掲げる事業等にかかる経費とする。

- (1) 連合会の運営
- (2) 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会の研修
- (3) 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会が共同して取り組む事業
- (4) 連合会を構成する自治会、町内会の活動助成
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 本交付金の額は、前項に規定する事業等に要する経費として別表で定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

(交付対象期間)

第5条 本交付金の交付の対象となる期間は、交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 本交付金の交付申請は、その交付を受けようとする年度の4月30日までに行うものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本交付金の増額

(2) 本交付金の2割を超える減額

(交付金の実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(市民公益活動団体補助金交付要綱の廃止)

2 市民公益活動団体補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象となる事業等	交付対象経費	補助率
1 連合会の運営 2 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会の研修 3 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会が共同して取り組む事業	交付の対象となる事業等に要する経費のうち、次に掲げる経費を除く。 ・交際費 ・食糧費 ・慶弔費	10 / 10
4 連合会を構成する自治会、町内会の活動助成	次の計算式により算出された額の合計額 ・連合会を構成する単位町内会×35,000円 ・単位町内会を構成する世帯×700円	